ヒブ(インフルエンザ菌b型)予防接種のお知らせ

この予防接種は、ヒブ (インフルエンザ菌b菌型) による感染症 (髄膜炎、敗血症、肺炎等) を予防するワクチンです。

接種当日に大館市に住民登録があるかたで、保護者の方が、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種に同意したときに限り行われます。

ヒブ感染症

・インフルエンザ菌、特にb型は、中耳炎、副鼻腔炎、気管支炎などの表在性感染症のほか、髄膜炎、敗血症、肺炎などの 重篤な全身感染症を起こす、乳幼児の問題となる病原細菌です。

1. 予防接種のスケジュール

○接種対象者:生後2か月から60か月に至るまで

1) 標準接種スケジュール:接種開始月齢 生後2~7か月に至るまで(初回接種3回+追加接種1回:計4回)

初回接種:27日以上(医師が必要と認めた場合には20日)の間隔をおいて3回皮下注射をする。

(標準として27~56日までの間隔をおいて)

※初回2回目・3回目の接種は、生後12か月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は実施せず、追加接種を行う。

追加接種:初回接種終了後、7か月以上の間隔をおいて1回皮下注射をする。

(標準として7~13か月までの間隔をおいて)

※初回接種を完了せずに生後12か月以降に追加接種を行う場合は、初回接種終了後27日(医師が必要と認めた場合には20日)以上の間隔をおいて1回接種する。

2) 標準接種スケジュール以外①:接種開始月齢 生後7か月目の誕生日~12か月に至るまで

(初回接種2回+追加接種1回:計3回)

初回接種:27日以上(医師が必要と認めた場合には20日)の間隔をおいて2回皮下注射をする。

(標準として27~56日までの間隔をおいて)

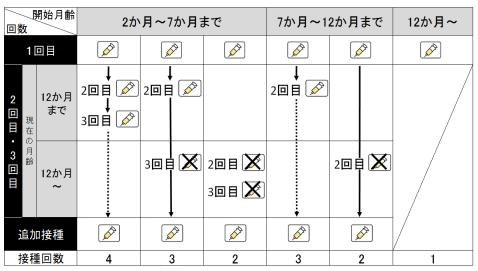
※初回2回目の接種は、生後12か月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は実施せず、追加接種を行う。

追加接種:初回接種終了後、7か月以上の間隔をおいて1回皮下注射をする。

(標準として7~13か月までの間隔をおいて)

※初回接種を完了せずに生後12か月以降に追加接種を行う場合は、初回接種終了後27日(医師が必要と認めた場合には20日)以上の間隔をおいて1回接種する。

3)標準接種スケジュール以外②:接種開始月齢 生後12か月の誕生日~60か月に至るまで 1回皮下注射をする。



*他のワクチンとの同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に可能です。

2. 予防接種を受けることができない人

- ①熱のある人(接種場所で測定した体温が37.5℃を超える場合)
- ②重い急性疾患にかかっている人
- ③その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分又は破傷風トキソイドによって、アナフィラキシーをおこしたことのある人
- ※「アナフィラキシー」とは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことで、発汗、顔の腫れ、全身じんましんのほか、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しい等の症状やショック状態になるような激しい全身反応のことです。
- ④その他、医師が不適当な状態と判断した場合

3. 予防接種を受ける際に、医師と相談が必要な人

次に該当する人は、予診する医師の参考として診断書が必要な場合もありますので、あらかじめ主治医と相談をしてください。

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療や指導を受けている人
- ②過去の予防接種で2日以内に発熱の見られた人及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた人
- ③過去にけいれん(ひきつけ)をおこしたことがある人
- ④過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑤ワクチンにはその製造過程における培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤などが入っているものもありますので、これらに対してアレルギーがあると言われた人 又は破傷風トキソイドに対して、アレルギーを呈するおそれのある人

4. ヒブワクチンと副反応

- ・このワクチンは、製造工程でウシ成分(フランス産の肝臓及び肺由来成分、米国産ウシの心臓及び骨格筋由来成分、ブラジル産のウシの心臓由来成分)が使用されています。一定の安全性を確保する目安に達していることを理論的なリスク評価で確認されていること、また、諸外国で、接種により TSE (伝達性海綿状脳症) が人に伝播したとする報告はないことから、TSE のリスクは極めて低いものと考えられています。
- ・副反応としては、局所反応が中心で発赤(44..2%)、はれ(18.7%)、しこり(17.8%)、疼痛(5.6%)、全身反応は発熱 2. 5%、不機嫌(14.7%)、食思不振(8.7%) などが認められています。
- ・接種後、重い副反応はなくても、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。

5. 予防接種による健康被害救済制度

- ・定期予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合に は、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
- ・健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- ・ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の要因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。
- ・予防接種法に基づく定期接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種(任意接種)として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法に比べて救済の対象、額等が異なります。
- ※給付申請の必要が生じた場合、診察した医師か健康課へお問い合わせください。

6. 接種後の注意

- ①予防接種を受けた後30分は接種会場でお子さんの様子をみてください。
- ②接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。
- ③入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④接種当日は、激しい運動を避けてください。
- ⑤ヒブワクチン接種後1週間は副反応の出現に注意し、体調に変化があった場合には、医師にご相談ください。